

令和3年度第7回理事会議事録

日 時 令和3年11月26日（金）午後7時00分より

場 所 あさぶ商店街事務所

出席理事 稲川 正勝 理事長  
佐藤 典子 副理事長  
劔物 忍 副理事長  
木村 弘 専務理事  
柏崎 辰徳 理事  
井上 尚謙 理事

欠席理事 内平 淳一 理事（委任状提出）  
生嶋 宏治 理事

事務局 奈良 正彦

会議次第 1、開 会：  
2、挨拶：理事長

議長の氏名 木村弘専務理事

定刻に至り、専務理事木村弘氏開会を宣し、本日の理事会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、専務理事木村弘氏が議長となり、議案の審議に入った。

議長 議案第1号について審議に入る。Iの報告事項の（1）で、入会、退会の組合員について確認する。（2）の会議会合について、佐藤典子副理事長より報告を求める。

佐藤氏 11月12日に札幌学院大学にて講義をしてきたが、中国の学生3人がいたので麻生商店街の取り組みをお話してきました。意見交換を含めて1時間半であった。経済学部平沢先生がりあんの活動を見にきてくださってコロナ禍なんだけど商店街の取り組みが頑張っているの、学生を連れて見に行きたいとおっしゃってくれた。また、りあんでのボランティアも学院大の学生が今回入ってくださったんですけど、こないだ話を聞いた人ではないです。

議長 （3）の駐車場事業ですが、サービス券の割引の件で、148,000円が落ち込んでいるということになるのか。

事務局 表を載せているが148,000円の減額というわけではないが、ここ2カ月の売り上げの1割を戻しているということになる。

議長 特に店の利用客が偏っているということはないのか。  
劔物氏 割引はいつまでか。  
事務局 今年いっぱいである。  
議長 駐車場の方も少しづつ車が多くなってきているようなので、12月は元に戻るのかなと期待をしている。

井上氏 普段はどのくらい売り上げがあるものなのか。  
事務局 月額80万ほどではないか。  
井上氏 それほど変わらないということか。  
事務局 そう言える。  
議長 大口などはないか。  
事務局 一部組合員は年度初めにまとめて購入するところがあり、この9月以降の統計には出てこない。

議長 新規開店などは議案書記載の通り。情報提供をお願いします。2の社会貢献事業は何かあるか。災害備品倉庫もなかなか手付かずで、  
事務局 五叉路にも載せたが、キリンビバレッジから非常時飲料水をもらい五叉路に掲載した。12月17日にキリンビバレッジの社長があいさつに事務所に来るということで、連絡があった。

佐藤氏 訪問の理由は何か。  
柏崎市 製品の告知などではないか。ネックがないようであったら企画してみるのはどうか。

佐藤氏 ボウリング大会はどうか。  
議長 事務局で住民の参加の意向を聞いてもらえないか。  
事務局 その前に経費が心もとない。  
理事長 まだやらない方がいいのではないか。今、忘年会もやらない方が多いんだから。  
議長 それでは見合わせとする。キリンビバレッジ社長来訪は取引の挨拶かと思う。5番の環境整備事業であるが、まちの灯りはアイスクャンドル100個購入でやりたい。各自参加をお願いします。期間はこれでいいか。

事務局 札幌市事業に協賛しているが、期間は任意に決めることができる。  
佐藤氏 アイスクャンドルの色だが、青しかないんですか。  
議長 6色ぐらいあるようだが、あまりよくない。手間はかからないが、あまり明るくない。今年はロウソクでやりたい。

劔物氏 時間は何時からか。  
議長 4時ぐらいからあとはつけっぱなしである。ロウソクがあるということなので、今回はロウソクでやることにしたい。

議長 6番の街区振興事業は、議案書記載の通り。  
事務局 体温計はメーカー欠品中のため12月6日頃入荷予定となった。  
理事長 今年中に入るのか。  
事務局 年内には入荷できそうである。  
議長 VIIの女性部に移る。

佐藤氏 女性部からは議事録を参照していただく。現在女性部は、道商連の補助事業で6万円を補助してもらえるので、それで、連町の皆さんと麻生地区の新たなマップ作りを計画している。田中巖連町会長、北、山川各氏と女性部とで会議を11月10日に持った。地図上に載せたいもの27個ほどを案出しして次の回までに住所一覧を作って提出の予定である。次回12月15日に連町の皆さんと一緒にやることになっている。女性部は、しばらくは連町とマップ作りに取り組むとしている。花いっぱい取り組みが終わり10月26日にお疲れ様会を実施した。

りあん活動報告では、「りあんでご飯食べられます」カードを作成し月20人に食事を提供、カードは1枚500円で寄付(購入)してもらおう。カードは保健所、ソーシャルワーカーなどの方に持ってもらい配布していただくようにしている。子どもの状況を把握するために実施しているが、家児相とも連携してやっているところである。冬休みのイベントや年末年始は記載の通り。

助成金などは現在2件申請中、2月にWAMに申請する予定である。

理事長 最近体調が思わしくなく、業務に支障が出ると思うので、今年いっぱい理事長職を辞したい。その旨了承していただきたい。

劔物氏 理事長のおっしゃるようにするとすれば、どのような手続きになるのか。

議長 年度末まで理事長代理を立てておいて、理事長不在の方法で、理事長代理で対応するとすればよいのではないか。

理事長 私の考えでは木村さんに3期ぐらい理事長やってもらってそのあと劔物さんあたりがさ。

劔物氏 私も分かりませんからね、そればかりは。先の事はわからないけど。

理事長 理事長というのはね、大変なんだわ、ここだけでないから北区も札幌市も、北警察署の暴力追放のやつも麻生交番もやらないとならないしさ。私が入院した時に福田さんを役員にした。

劔物氏 心配なのは理事長のおかげでいろいろ駐車場の事ですかね今までつながってる部分が多いと思うのでやっぱり人のつながりがそこでちょっとなった時に。

議長 あとは理事長不在をどういう風に証明するか。地域団体にさ。

理事長 推進協の問題は総会で諮るようなこと書いてあるけどその前に向こうと話し合っただけで終わらした方がいいと思う。総会でやったら長くなるだろうし。総会でやったってわけのわからないものばかりくるんだからさ。

議長 弁護士さんの意見は総会でということのようだが。

劔物氏 そうではなく、和解の中に総会で報告するというのが終わりなんです。ですからそれを定時総会でやるのか、臨時総会でやるのかそれはどっちもありうると思うんですけど、とにかく報告、調査、報告するまでが約束、和解条項の付帯事項として約束なんですよね。だからそのあとはこっちで中身を精査したりするというのはそれからの話なんで。第三者委員会から意見を報告するのは、今すぐだってやっちゃえばそれで終わりだから意見を聞く必要はないんですよ。

それを踏まえてこうしていきますとか、こうしましたとかいうのは後で相談するのか、しないのか。

議長 弁護士さんの意見書ももらってそれをだから総会前に向こうとのこれで、だからそれが私も結果良いかどうかわからないんだ、総会が持っていくほうが流れとしていいのかなと思うところもあるんだけど。

劔物氏 あれを完全に整理するというのは時間がかかりますから、報告をするべきじゃないかなと僕思ったんですよね。こういう意見書が来ましたということで先方には連絡する。

井上氏 報告を受けて商店街、理事会はどういう方向でやっていくつもりなのかとは聞かれるかもしれないですね、それに関しては今後こういうつもりでいますということは考えておく必要はあります。

理事長 本来であれば第三者委員会というのはいらないんだよね。何かあった時に向こうとこっちと話し合っ分らないときに第三者委員会でやろうかというのが普通のやり方さ。過去のことで第三者委員会というのではない。

議長 第三者委員会という名称は使わなくていいんだよね、ただ向こうからこういう組織で調べると。

劔物氏 そっちの言う通り第三者委員会を作りましたけど、別に事件とかそういう問題じゃないんで。

理事長 過去の事は終わりというようにもっていかないよ。

劔物氏 だから過去のそういうことがあったということ踏まえてそうならないようにそういう仕組みを作りますという、それでいいんですよ。

理事長 それやらないと過去の総会は意味ないんだわ。

議長 そのあとに向こうがまた中の一つ二つとってね、長々と質問をしてくるのが続くのか、続かないのかさ。

井上氏 それはもうありがたいことに第三者委員会にしてとしていただいたので、商店街の皆さんに調査グループを作れと言われてたのであればなぜこれを調べていないのかと言われると思うが、第三者が調査したことに調査が足りないとかやり方がやり方が違うと我々が言われる筋合いはないですよ。だから、総会で一方的に報告してそれで終わりではないのか。

劔物氏 裁判の和解書ではそれで終了、それに対してどう直したとかこうしろああしろというのは別に組合員として意見することは自由ですけど、推進協として何か意見を言う権利があるわけでも何でもない。

井上氏 あるとしたら第三者委員会に対して質問があるかもしれないですけど、商店街の理事会に対しては質問はないですよ。第三者の調査なので。

議長 あとはこのものが相手に表面化するのであれば、中身がね、そうしたら改善の方法とか、こういうところはうちの方でなんか対応しなければならいんだよね。これはこういう風にやるよというものをまとめたものを作っておけばそれを受けてこういう風に改善していくんだと。

劔物氏 それは、1年かけてやるのか、そういうことになりますよね。

理事長　でもね、我々になってからはそういう問題というのはほとんどない。過去の事を。

議長　　言いたいのは過去の事なんだ。

井上氏　過去の事をなぜ調査しないのかと言われればそれは第三者委員会の事ですから、ということで。

理事長　第三者委員会はいつまでか。

劔物氏　この調査、意見書いただいた時点で終わったら終わりです。

議長　　確かに向こうと温度差はあるけどね、それはもうやり過ぎさないと。

劔物氏　何の落ち度もない。きちっと約束を守ってるということですから。

議長　　ただあとはそれまでに山内さんからあればいいのか。コンタクトらしいものは。

理事長　全振連の定款に百分の三ってあるのか。

事務局　法律にある（商店街振興組合法 54 条第 3 項）。

劔物氏　情報開示の方もちゃんと整理してやる予定、いたずらにできないように、何でもかんでも情報開示しろって言ったっていちいち対応できないからその辺のルールもきちっとやってという感じで。

議長　　指摘されたところの改善策をいくつかまとめておかなければならない。6 月までに残しておかなければダメだ。

佐藤氏　第三者委員会の進捗状況の確認ということで、今日は進捗状況の報告ということですよ、今日の理事会に。内容を確認したとかいうのは、議事録を作るとしたらそれを一行残しておかなければダメですよ。

劔物氏　理事のいなかった人が内容を理解して確認したというようにしないと、意見書はもう受け取ったということではありますけどね。

井上氏　進捗状況なので、報告書が完成しそうだということを確認をしたということですよ。内容に関しては本来私たちが口を出してはいけないんじゃないですか。

劔物氏　実際正規のものをもらったということですよ。

井上氏　総会前にそういう準備が進んでいるという確認ですよ。

劔物氏　意見書を出した段階で第三者委員会は終わってるんですよ。

議長　　うちの方は言われたところの改善策をまとめていけばいいんだわ。

劔物氏　これからのスケジュールを決めておかないと、報告を今の段階でするのか、推進協に対してですね、それなのと、もしくは組合員全員に対してするのかそれともこの意見書に基づいてきちっと整理して総会で報告するのか、何通りかあると思うんですけど、全部整理するには相当時間かかりますよね。

議長　　いやそうでもない。根本から変えなければならぬものはないからね。

劔物氏　規程を作る、あと永倉さんのを生かすんであればあれを全部合わせて、後定款もおかしなところ直して。

井上氏　もし定款直すという話だったら総会までにやっておいた方がいいでしょうね。そうじゃないことは間に合うことはやるということ。

（参考）商店街振興組合法第 43 条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

麻生商店街定款第6条2項 規約の設定、変更または廃止は総会の決議を受けなければならない。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席理事がこれに記名押印する。

令和3年11月26日

議長理事	専務理事	木村 弘	
	理事長	稲川 正勝	欠席
	副理事長	佐藤 典子	
	副理事長	劔物 忍	
	理事	内平 淳一	欠席
	理事	柏崎 辰徳	欠席
	理事	井上 尚謙	
	理事	生嶋 宏治	欠席

\*PDFにて記録のため、押印は省略した。